

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

○条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

児童手当法が一部改正され、児童の父母等の所得額に応じた児童手当の特例給付制度が廃止されたことに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。（別表第2関係）

[適 用]

公布の日

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 3 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年小田原市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「若しくは特例給付」を「及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）附則第 1 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 2 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、建築確認及び各種検査の対象となる建築物の規模等の基準が見直されるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正され、建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられること等に伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 建築基準法の一部改正に伴う措置

(1) 建築確認の申請に係る審査手数料の引上げ（第5条関係）

建築確認の申請に対する審査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、審査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 ㎡以内のもの	15,000円	30 ㎡以内のもの	10,000円
30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	28,000円	30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	18,000円
100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	43,000円	100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	28,000円
200 ㎡を超え 300 ㎡以内のもの	48,000円	200 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	36,000円
300 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	55,000円		

(2) 完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ等（第6条関係）

ア 建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	24,000円	30 m ² 以内のもの	16,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	30,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	19,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	39,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	25,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	44,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	34,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	53,000円		

イ 住宅の建築物エネルギー消費性能基準に関する完了検査の申請に係る検査手数料を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅 14,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300 m ² 未満のもの	21,000円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	35,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	67,000円
5,000 m ² 以上のもの	100,000円

(3) 減額して定める完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第7条関係）

中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、減額して定める検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	23,000円	30 m ² 以内のもの	15,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	29,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円

100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	38,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	24,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	42,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	31,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	49,000円		

(4) 中間検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第8条関係）

中間検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改正後		改正前	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
30 m ² 以内のもの	24,000円	30 m ² 以内のもの	15,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	28,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	37,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	23,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	42,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	32,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	50,000円		

(5) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備（第6条～第9条関係）

建築基準法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

2 建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件の緩和（第10条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件を次のように緩和することとする。

改正後	改正前
市長が認める災害の被災者が自ら居住	市長が認める災害の被災者が自ら居住

するために建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（その建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から2年以内に確認、認定又は許可の申請をした場合	するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に確認の申請をした場合
---	---

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴う措置

(1) 住宅のエネルギー消費性能に係る算定方法における仕様・計算併用法の新設に伴う審査手数料の設定

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第20条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(7) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	2 5 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	2 8 , 0 0 0 円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	5 1 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 5 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	2 2 0 , 0 0 0 円

(2) 建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定の義務付けに伴う手数料の設定（第 2 3 条関係）

建築物のうち、住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を次のように定めることとする。

ア 一戸建ての住宅

(7) 仕様基準により判定するもの

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	1 7 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	1 9 , 0 0 0 円

(イ) 仕様・計算併用法により判定するもの

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	2 5 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	2 8 , 0 0 0 円

(ウ) (7) 又は (イ) 以外の方法により判定するもの

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	3 4 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	3 8 , 0 0 0 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

(ア) 仕様基準により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	3 3 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	5 7 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 0 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	1 6 0 , 0 0 0 円

(イ) 仕様・計算併用法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	5 1 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 5 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	2 2 0 , 0 0 0 円

(ウ) (ア)又は(イ)以外の方法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	6 9 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 2 0 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	2 0 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	2 8 0 , 0 0 0 円

(3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る審査手数料の廃止（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い、当該認定に係る審査手数料を廃止することとする。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

- 1 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備
公布の日
- 2 上記以外

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 34 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア(ア)中「10,000 円」を「15,000 円」に改め、同号ア(イ)中「18,000 円」を「28,000 円」に改め、同号ア(ウ)中「28,000 円」を「43,000 円」に改め、同号ア(サ)を同号ア(シ)とし、同号ア(オ)から(コ)までを同号ア(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「36,000 円」を「55,000 円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 確認の申請 1 件につき 48,000 円

第 6 条第 1 項第 1 号ア(ア)中「16,000 円」を「24,000 円」に改め、同号ア(イ)中「19,000 円」を「30,000 円」に改め、同号ア(ウ)中「25,000 円」を「39,000 円」に改め、同号ア(サ)を同号ア(シ)とし、同号ア(オ)から(コ)までを同号ア(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「34,000 円」を「53,000 円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 検査の申請 1 件につき 44,000 円

第 6 条第 1 項第 3 号中「第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、「受けたもの」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条各号の規定に基づく同法第 11 条第 6 項の規定による適合判定通知書の交付を受けたもの」を、「掲げる」の次に「住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第

1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第 1 2 章及び第 1 5 章において同じ。) 又は」を加え、「同法第 1 1 条第 1 項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号」に改め、「非住宅部分をいう。」の次に「以下この号、」を加え、「(平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)」を削り、「) の用途に供する部分以外の部分の床面積」の次に「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成 2 8 年政令第 8 号) 第 3 条に規定する床面積をいう。以下この号、第 1 2 章及び第 1 5 章において同じ。)(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積)」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係るものの検査の申請 1 件につき 1 4, 0 0 0 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係るものの検査の申請 1 件につき、当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 1, 0 0 0 円

b 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 3 5, 0 0 0 円

c 住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 6 7, 0 0 0 円

d 住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 0 0, 0 0 0 円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 9, 0 0 0 円

b 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 6, 0 0 0 円

c 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 3 8, 0 0 0 円

d 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円

e 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円

f 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円

g 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

第6条第1項第3号ウからキまでを削り、同条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第7条第1項第1号ア中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ウ中「24,000円」を「38,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき42,000円

第7条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第8条第1項第1号ア中「15,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「23,000円」を「37,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「50,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき42,000円

第8条第2項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第9条第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第10条第1号中「する住宅」を「し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（当該住宅に設ける建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁」に、「6月」を「2年」に改め、「確認」の次に「、認定又は許

可」を加える。

第20条第1項第1号ウ(ア)中「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章及び第15章において同じ。)」を削り、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
 - b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円
 - c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

第20条第1項第1号ウを同号エとし、同号イ中「アに」を「ア又はイに」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

- イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）に係るものの審査 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第20条第1項第2号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第3号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同号ウ中「第1号ウ」を「第1号エ」に改める。

第23条第1項第1号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、「1件につき、」、「建築物の部分の」及び「を合算し

た額」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分。以下この号において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。）

1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第23条第1項第1号に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（ア又はイに該当するものを除く。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

エ 一戸建ての住宅以外の建築物に係るもの 1件につき、当該申請に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分。以下この号において同じ。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあっては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。）

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

ル未満のもの 57,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
160,000円

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）

次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
220,000円

(ウ) 住宅部分（(ア)又は(イ)に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
280,000円

(エ) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a bに該当する場合以外の場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - (b) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
 - (c) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - (d) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - (e) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - (f) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - (g) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
- b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合することについて判定する場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (a) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
 - (b) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円
 - (c) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - (d) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
 - (e) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - (f) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - (g) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円

方メートル以上のもの 440,000円

(オ) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a bに該当する場合以外の場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円

(b) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 31,000円

(c) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(d) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

(e) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 150,000円

(f) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 190,000円

(g) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 230,000円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合することについて判定する場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(b) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

(c) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円

(d) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円

(e) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの 140, 000 円

(f) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの 180, 000 円

(g) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの 220, 000 円

第 23 条第 1 項第 2 号中「第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項」を「第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項」に改め、同号イ中「新たに」の次に「住宅部分又は」を加え、同項第 3 号中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改め、同号ア中「エに」を「オに」に改め、同号エ中「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に改め、同号エ(ア)及び(イ)中「第 34 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項」に、「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号エ(ウ)中「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「エに」を「オに」に改め、同号ウ(ア)中「(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。))の審査を要しない場合にあつては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。)」を削り、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 51, 000 円

b 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの 86, 000 円

c 住宅部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの 150, 000 円

d 住宅部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上のもの 220, 000 円

第 23 条第 1 項第 3 号ウを同号エとし、同号イ中「アに」を「ア又はイに」に、

「エ」を「オ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）に係るものの審査（オに該当するものを除く。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第23条第1項第4号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ウ(イ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ中「第3号ウ」を「第3号エ」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ウ(ウ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号ウ(エ)中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項第6号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に改め、同号イ中「新たに」の次に「住宅部分又は」を加え、同号を同項第7号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、特殊建築物等に係る構造及び耐火に関する規制が緩和されたことに伴い、これに準じた基準の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（第15条、第24条、第33条、第34条、第36条、第37条、第42条、第47条、第54条及び第59条関係）

主要構造部を耐火構造等とすることとされていた耐火建築物について、主要構造部のうち火災時に損傷しても建築物の倒壊及び延焼に影響のない部分は、耐火構造等とすることを要しないこととする。

- 2 防火に関する規制に係る別棟みなし規定の新設（第20条、第22条、第42条及び第48条関係）

同一の防火に関する規制が適用されていた2以上の部分で構成されている建築物について、当該2以上の部分が火熱遮断壁等で区画されている場合には、その区画部分ごとに別の建築物とみなし、それぞれ防火に関する規制を適用することとする。

- 3 既存不適格建築物の増築等に対する制限の緩和（第56条関係）

既存不適格建築物の増築等に対する制限に関し、その増築等が既存部分の危険性を増大させない限りにおいて、当該建築物の既存部分に対する防火及び避難に関する規制を遡及適用しないこととする等の見直しを行うこととする。

- 4 建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第59条関係）

建築基準法施行令の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

- 5 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 35 号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成 15 年小田原市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「第 27 条第 1 項」の次に「（同条第 4 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「（主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物を除く。）」を削り、同条第 2 項中「主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物」を「準耐火建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」に改める。

第 16 条第 3 項中「区画された」を「床又は壁により分離された」に改める。

第 20 条に次の 1 項を加える。

5 前 2 項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第 109 条の 8 で定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 22 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第 109 条の 8 で定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 24 条第 1 項中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第 30 条第 1 項中「、2 以上の出口に通じさせ」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の屋内通路は、2 以上の出口に通じさせなければならない。

第 33 条第 2 項各号列記以外の部分、第 34 条第 1 項、第 36 条第 4 項及び第 37 条

第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第42条第3項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第110条第2号」を「第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改め、「）又は」の次に「主要構造部を」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第46条第1項第2号中「交差点（交差する道路の）」を「道路（」に、「）又は」を「以下この号において同じ。）の交差点又は」に改める。

第47条中「準耐火構造」の次に「（当該建築物が主たる用途に従属するものにあつては、特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第48条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第54条第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第56条第1項中「第14条、第16条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第32条から第40条まで、第47条又は第48条」を「第26条、第27条、第32条、第33条又は第38条」に、「床面積」を「対象床面積（政令第137条の2の2第1項第2号に規定する対象床面積をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「おいては」の次に「、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず」を加え、同条第6項を削り、同条第5項中「同項」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第7条の3第1項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第4項中「同項」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第7条の3第1項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第3項中「第12条から第14条まで、第16条、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条から第40条まで、第42条又は第46条から第48条まで」を「第11条から第16条まで、第19条、第20条第2項から第5項まで、第21条から第23条ま

で、第24条第1項、第26条から第40条まで、第42条、第46条から第48条まで、第49条第3号、第50条第3号又は第51条（第2号を除く。）から第53条まで」に改め、「おいては」の次に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 法第3条第2項の規定により、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

11 第6項（第13条、第21条、第50条（第3号を除く。）及び第51条第2号に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第7項（第51条（第2号を除く。）から第53条までに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、これらの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第6項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、「同条第3項」とあるのは「法第87条第3項」と、第7項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

第56条第2項中「おいては」の次に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 法第3条第2項の規定により、第13条（第31条第2項において準用する場合を含む。第1号、第6項第1号及び第11項において同じ。）、第20条第3項若しくは第4項、第21条、第22条第1項、第24条第1項、第42条第3項、第47条（主たる用途に従属するものに限る。以下この条において同じ。）又は第48条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第13条、第20条第3項若しくは第4項、第21条、第22条第1項、第24条第1項、第42条第3項、第47条又は第48条第1項若しくは第2項の規定に適合するものであること。

(2) 工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物において、同項の規定により引き続きこの条例の規定（この条例の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

3 法第3条第2項の規定により、第15条、第20条第2項、第23条第2項、第28条、第29条、第30条第2項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条、第42条第1項（第2号を除く。）若しくは第2項、第49条第3号又は第50条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第15条、第20条第2項、第23条第2項、第28条、第29条、第30条第2項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条、第42条第1項（第2号を除く。）若しくは第2項、第49条第3号又は第50条第3号の規定に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

4 法第3条第2項の規定により、第12条、第16条、第19条、第30条第3項、第31条第1項第4号又は第36条の規定の適用を受けない建築物について、増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである場合には、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

6 法第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として当該各号に掲げる建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて、増築又は改築をする場合においては、同条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築に係る独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第13条、第20条第3項若しくは第4項、第21条、第22条第1項、第24条第1項、第42条第3項、第47条、第48条第1項若しくは第2項、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定 政令第109条の8に規定する建築物の部分

(2) 第15条、第20条第2項、第23条第2項、第28条、第29条、第30条第2項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条、第42条第1項（第2号を除く。）若しくは第2項、第49条第3号又は第50条第3号の規定 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

7 法第3条第2項の規定により、第11条、第14条、第23条第1項、第30条第1項、第37条、第39条又は第51条（第2号を除く。）から第53条までの規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第５７条及び第５８条中「第３０条第１項」を「第３０条第１項及び第２項」に改める。

第５９条第１項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第１０８条の３第１項第１号」を「第１０８条の４第１項第１号」に改め、同条第２項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第１号中「第１０８条の３第１項第１号」を「第１０８条の４第１項第１号」に改め、同項第２号中「第１０８条の３第１項第２号」を「第１０８条の４第１項第２号」に改める。

第６１条第１項中「から第２３条まで」を「、第２０条第１項から第４項まで、第２１条、第２２条第１項、第２３条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

[改正理由]

常駐又は専任を求める規制の緩和を図る観点から、排水設備工事の指定工事店に係る指定基準の見直しを行うため改正する。

[内 容]

1 指定工事店に係る指定基準の緩和（第5条の3関係）

排水設備工事の指定工事店に係る指定基準のうち、神奈川県区域内に所在する営業所ごとに排水設備工事責任技術者の配置を求める基準を次のように緩和することとする。

改 正 後	改 正 前
排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから、1人以上の者を選任していること。ただし、神奈川県区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。	排水設備工事責任技術者の登録を受けた者が1人以上専属していること。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 6 号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項第 2 号中「登録を受けた者が」を「規定による排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから、」に、「専属している」を「の者を選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、神奈川県区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。

第 5 条の 1 0 第 1 項中「専属して」を「選任され」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

児童手当法が一部改正され、児童の父母等の所得額に応じた児童手当の特例給付制度が廃止されたことに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。（第9条関係）

[適 用]

公布の日

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 8 号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号サ中「同法附則第 2 条第 4 項」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）附則第 1 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 2 条の規定による改正前の児童手当法（以下この号において「旧児童手当法」という。）附則第 2 条第 4 項」に、「特例給付（同法）を「旧児童手当法」に改め、「をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市空家等対策協議会の委員の任期を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市空家等対策協議会の委員の任期を次のように変更することとする。（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
委嘱の日の属する年度の翌年度の末日 まで	2 年

[適 用]

令和 7 年 1 月 1 5 日

小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 9 号

小田原市空家等対策協議会規則の一部を改正する規則

小田原市空家等対策協議会規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「2 年」を「委嘱の日の属する年度の翌年度の末日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 5 日から施行する。